

陸上交通様式第 1 (日本工業規格 A 列 4 番)

始地公第号  
令和年月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 姶良市地域公共交通会議  
住 所 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地  
代表者氏名 会長 湯元 敏浩 印

## 生活交通確保維持改善計画変更届出書

令和 3 年 9 月 30 日付け九運交企第 103 号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持改善計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 変更箇所  
別紙「生活交通確保維持改善計画 変更箇所抜粋資料」のとおり。
- 変更理由
  - (1) 北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシーの新規運行による追加
  - (2) 北山校区（木場方面）予約型乗合タクシーの新規運行による追加
  - (3) ふるさとバス蒲生・春花線（東回り）の新規運行による追加

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

## 生活交通確保維持改善計画 変更箇所抜粋資料

※ 変更箇所は新旧対照表をご参照ください。

(新旧対照表) 生活交通確保維持改善計画 変更箇所

変更後	変更前	備 考
<p>【P1 右上日付】 令和3年6月28日 <u>(令和4年 月 日変更)</u></p>	<p>【P1 右上日付】 令和3年6月28日</p>	※公共交通会議で承認された日を記載するものとする。
<p>【P1 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性】 地域住民の利便性の向上を図っているところである。 また、また、令和4年4月からは、バス路線が廃線になる地域の北山校区（2地区）において、予約型乗合タクシーの導入及び予約型乗合タクシーの導入によるコミュニティバスの路線見直しを予定することで、市民の移動手段の確保を図り、地域住民の利便性の向上を図っていく予定である。</p>	<p>【P1 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性】 地域住民の利便性の向上を図っているところである。</p>	
<p>【P1 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果】 (1) 事業の目標 目標値：運行収支率（運賃収入額を運行経費で除したもの） 北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシー <u>令和4年度 5.0%</u> <u>令和5年度 5.5%</u> <u>令和6年度 6.0%</u> 北山校区（木場方面）予約型乗合タクシー <u>令和4年度 5.0%</u> <u>令和5年度 5.5%</u> <u>令和6年度 6.0%</u></p> <p>【P2 目標値：対象路線の1便当たりの目標乗車人数】 ふるさとバス蒲生・春花線（西回り）</p>		
<p>【P2 目標値：対象路線の1便当たりの目標乗車人数】 ふるさとバス蒲生・春花線（東回り） <u>令和4年度 2.0人/便</u> <u>令和5年度 2.1人/便</u> <u>令和6年度 2.2人/便</u></p>		

<p>【P2 4.】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>(1) 予定している時刻・運行予定期間</p> <p><u>別紙時刻表（申請番号1～15）参照</u></p>	<p>【P2 4.】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>(2) 予定している時刻・運行予定期間</p> <p><u>別紙時刻表（申請番号1～12）参照</u></p>	
<p>【P2 4.】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>(3) 運行事業者の決定の経緯</p> <p>① <u>ふるさとバス蒲生・春花線（西回り）</u></p> <p><u>②北山校区（木津志線）予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通</u></p> <p><u>北山校区（木津志方面）において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可（道路運送法第4条関係）を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。</u></p> <p><u>③北山校区（木場線）予約型乗合タクシー・・・有限会社あいら交通</u></p> <p><u>北山校区（木場方面）において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可（道路運送法第4条関係）を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。</u></p> <p><u>④ふるさとバス蒲生・春花線（東回り）・・・有限会社あいら交通</u></p> <p><u>当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する予定である。</u></p>	<p>【P2 4.】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>⑬ 運行事業者の決定の経緯</p> <p>ふるさとバス（蒲生・春花線）</p>	

【P3 (3)】地域内フィーダー系統の補足（既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨（要綱別表7のハ）の説明等）

① ふるさとバス蒲生・春花線（西回り）

⑫ 北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシー  
当該路線は既存路線である「ふるさとバス（木津志線）」を廃止し、中山間地区の代替手段として新規に導入するする路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑬ 北山校区（木場方面）予約型乗合タクシー  
当該路線は、南国交通の自主運行路線である「木場線」の廃線に伴い、代替手段として新規に導入するする路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑭ ふるさとバス蒲生・春花線（東回り）  
当該路線は、「ふるさとバス（木津志線）」を廃止し、中山間地区に新たにデマンド交通を導入することに伴い、路線の見直しをするものである。この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

【P3 (3)】地域内フィーダー系統の補足（既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨（要綱別表7のハ）の説明等）

① ふるさとバス（蒲生・春花線）

<p><b>【P4 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称】</b></p> <p>■ふるさとバス蒲生・春花線（西回り） ・有限会社あいら交通</p> <p>■北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシー ・有限会社あいら交通</p> <p>■北山校区（木場方面）予約型乗合タクシー ・有限会社あいら交通</p> <p>■ふるさとバス蒲生・春花線（東回り） ・有限会社あいら交通</p>	<p>■ふるさとバス（蒲生・春花線） ・有限会社あいら交通</p>	
<p><b>【P6 20. 協議会の開催状況と主な議論】</b></p> <p>令和3年度第2回始良市地域公共交通会議の書面開催において、令和3年6月28日（月）に、本計画について合意が得られた</p> <p><u>令和4年1月18日（火）に開催した令和3年度第4回始良市地域公共交通会議において、本計画の変更について合意が得られた。</u></p> <p><b>【P8 表1】</b></p> <p>運行予定者：（有）あいら交通</p> <p>運行系統名（申請番号）：（13）北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシー</p> <p>運行系統（経由地）：北山校区（木津志方面）</p> <p>計画運行日数：73日</p> <p>計画運行回数：438回</p> <p>運行態様の別：区域</p> <p>基準一で該当する要件：①</p> <p>接続する補助対象地域間幹線系統との接続確保策：補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通株の「鹿児島中央駅～自衛隊・国分～重久車庫」「鹿児島中央駅～隼人駅・日当山・医療センター～重久車庫」と帖佐停留所にて接続</p> <p>基準二で該当する要件（別表7のみ） ：③</p> <p>運行予定者：（有）あいら交通</p> <p>運行系統名（申請番号）：（14）北山校区（木場方面）予約型乗合タクシー</p> <p>運行系統（経由地）：北山校区（木場方面）</p> <p>計画運行日数：50日</p> <p>計画運行回数：300回</p>		

<p><u>運行態様の別：区域</u></p> <p><u>基準口で該当する要件：①</u></p> <p><u>接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策：補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通株の「鹿児島中央駅～自衛隊・国分～重久車庫」「鹿児島中央駅～隼人駅・日当山・医療センター～重久車庫」と帖佐停留所にて接続</u></p> <p><u>基準二で該当する要件（別表7のみ）</u></p> <p><u>：③</u></p> <p><u>運行予定者：（有）あいら交通</u></p> <p><u>運行系統名（申請番号）：（15）ふるさとバス蒲生・春花線（東回り）</u></p> <p><u>運行系統（起点）：帖佐駅</u></p> <p><u>経由地：高樋</u></p> <p><u>終点：くすくす館</u></p> <p><u>計画運行日数：99日</u></p> <p><u>計画運行回数：475回</u></p> <p><u>運行態様の別：路線定期</u></p> <p><u>基準口で該当する要件：①</u></p> <p><u>接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策：補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通株の「鹿児島中央駅～自衛隊・国分～重久車庫」「鹿児島中央駅～隼人駅・日当山・医療センター～重久車庫」と帖佐停留所にて接続</u></p> <p><u>基準二で該当する要件（別表7のみ）</u></p> <p><u>：③</u></p>		
<p><u>【P23～25 添付資料 時刻表】</u></p> <p><u>申請番号 13 北山校区（木津志方面）</u></p> <p><u>予約型乗合タクシー</u></p> <p><u>申請番号 14 北山校区（木場方面） 予約型乗合タクシー</u></p> <p><u>申請番号 15 ふるさとバス蒲生・春花線（東回り）</u></p>		
<p><u>【P26、38～39 計画運行回数の算出根拠】</u></p> <p><u>申請番号 13～15 を追加</u></p>		
<p><u>【42、63～68】 路線図及び他の公共交通機関と接続するバス停位置図を追加</u></p>		

## 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和 年 月 日

姶良市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称			
姶良市生活交通確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>姶良市においては、国道10号線沿いに運行する鉄道及び幹線バスを軸として、市域内の広範囲に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより公共交通網が構成されている。</p> <p>コミュニティバスは平成22年3月における3町合併以前から運行しており、市街地と中山間地域を結ぶ「生活の足」として、日常生活に不可欠な移動手段となっているが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化等により利用者は年々減少し、収支悪化により市の財政負担は増加している等大きな課題を抱えている。</p> <p>そこで、本市は平成29年3月に、本市の公共交通施策のマスタープランとなる「姶良市地域公共交通網形成計画」を策定した。本計画においては、公共交通の拠点を整備するとともに各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを形成することで、市民の移動手段を確保することを計画しており、平成31年3月に策定した「姶良市立地適正化計画」においても同様に位置づけられている。</p> <p>特に、コミュニティバスの利用が少ない地域へは、新たな移動手段として、平成30年10月から姶良市蒲生町新留地区において、令和元年10月からは蒲生町大山地区及び蒲生町久末地区高牧集落において、予約型乗り合いタクシーの本格運行を開始した。さらに、令和2年10月からは上名地区、加治木町中野地区、竜門校区、永原校区においても予約型乗合タクシーの本格運行を開始し、高齢者や体の不自由な方への移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図っているところである。また、令和4年4月からは、バス路線が廃線になる地域の北山校区(2地区)において、予約型乗合タクシーの導入及び予約型乗合タクシーの導入によるコミュニティバスの路線見直しを予定することで、市民の移動手段の確保を図り、地域住民の利便性の向上を図っていく予定である。</p> <p>このことから、今後もコミュニティバスを維持・改善・確保することを目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1)事業の目標			
目標値：運行収支率(運賃収入額を運行経費で除したもの)			
路線名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新留地区予約型乗合タクシー	19.5%	20.0%	20.5%
大山地区予約型乗合タクシー	10.5%	11.0%	11.5%
久末地区高牧集落予約型乗合タクシー	19.0%	19.5%	20.0%
上名地区予約型乗合タクシー	9.5%	10.0%	10.5%
永原校区予約型乗合タクシー (菖蒲谷・嶽方面)	10.5%	11.0%	11.5%
永原校区予約型乗合タクシー (辺川方面)	5.5%	6.0%	6.5%
竜門校区予約型乗合タクシー (市来原・迫・西浦方面)	15.5%	16.0%	16.5%
中野地区予約型乗合タクシー	19.5%	20.0%	20.5%

北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー	5.0%	5.5%	6.0%
北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー	5.0%	5.5%	6.0%

#### 目標値:対象路線の1便当たりの目標乗車人数

路線名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)	3.0人/便	3.1人/便	3.2人/便
蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)	2.1人/便	2.2人/便	2.3人/便
加治木地区循環バス(循環線)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便
ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)	2.0人/便	2.1人/便	2.2人/便

#### (2)事業の効果

地域内フィーダー路線を維持することにより、該当地区に居住する高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、市街地及び隣接する市町へのアクセス手段が確保され、外出の促進・地域間交流の活性化につながることが期待される。

#### 3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 利用促進を図るために地域住民との座談会の開催(姶良市)
- 利用促進を図るためにスタンプラリーイベントの実施(姶良市)
- 市報やあいらびゅーFM(コミュニティラジオ放送)で公共交通についての情報周知(姶良市)

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

##### (1)予定している時刻・運行予定期間

別紙時刻表(申請番号1~12)参照

##### (2)運行事業者の決定の経緯

- ① ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)…有限会社あいら交通

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

- ② 新留地区予約型乗合タクシー…第一交通株式会社

新留地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

- ③ 大山地区予約型乗合タクシー…第一交通株式会社

大山地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

- ④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー…第一交通株式会社

久末地区高牧集落において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地

方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑤ 上名地区予約型乗合タクシー⋯⋯有限会社安田タクシー

上名地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社安田タクシーのみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑥ 永原校区予約型乗合タクシー(菖蒲谷・嶽方面)⋯⋯第一交通株式会社

永原校区(菖蒲谷・嶽方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑦ 永原校区予約型乗合タクシー(辺川方面)⋯⋯有限会社あいら交通

永原校区(辺川方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑧ 竜門校区予約型乗合タクシー(市来原・迫・西浦方面)⋯⋯第一交通株式会社

竜門校区(市来原・迫・西浦方面)において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑨ 中野地区予約型乗合タクシー⋯⋯第一交通株式会社

中野地区において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、第一交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑩ 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)⋯⋯南国交通株式会社

当該地区において、一般乗合旅客自動車運送事業を行える事業者は南国交通株式会社のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑪ 加治木地区循環バス(循環線)⋯⋯鹿児島交通株式会社

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行える事業者は鹿児島交通株式会社のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

⑫ 北山校区(木津志線)予約型乗合タクシー⋯⋯有限会社あいら交通

北山校区(木津志方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑬ 北山校区(木津志線)予約型乗合タクシー⋯⋯有限会社あいら交通

北山校区(木場方面)において、今後、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行える事業者は、有限会社あいら交通のみであることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

⑭ ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)⋯⋯有限会社あいら交通

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する予定である。

(3)地域内フィーダー系統の補足(既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨(要綱別表7のハ)の説明等)

① ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)

当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

② 新留地区予約型乗合タクシー

当該路線の他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

③ 大山地区予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

⑤ 上名地区予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑥ 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑦ 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑧ 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑨ 中野地区予約型乗合タクシー

当該路線は、他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑩ 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)

当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑪ 加治木地区循環バス(循環線)

当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続し、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑫ 北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー

当該路線は既存路線である「ふるさとバス(木津志線)」を廃止し、中山間地区の代替手段として新規に導入するする路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑬ 北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー

当該路線は、南国交通の自主運行路線である「木場線」の廃線に伴い、代替手段として新規に導入するする路線であり、この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

⑭ ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)

当該路線は、「ふるさとバス(木津志線)」を廃止し、中山間地区に新たにデマンド交通を導入することに伴い、路線の見直しをするものである。この他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線系統が運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を委託料として支払うこととしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)…有限会社あいら交通
- 新留地区予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 大山地区予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 上名地区予約型乗合タクシー…有限会社安田タクシー
- 永原校区(菖蒲谷・嶽方面)予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 永原校区(辺川方面)予約型乗合タクシー…有限会社あいら交通
- 竜門校区(市来原・迫・西浦方面)予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 中野地区予約型乗合タクシー…第一交通株式会社
- 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)…南国交通株式会社
- 加治木地区循環バス(循環線)…鹿児島交通株式会社
- 北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー…有限会社あいら交通
- 北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー…有限会社あいら交通
- ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)…有限会社あいら交通

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
※該当なし
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
※該当なし
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
※該当なし
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>1. ふるさとバス蒲生・春花線(東・西回り)</p> <p>ふるさとバス(春花線)を旧蒲生町まで延伸し、ふるさとバス(蒲生・春花線)として運行することで交通不便地域の解消となつたが、既存のバス車両は平成8年2月から使用しており、総走行距離が110万キロメートルを超える等、耐用年数を大幅に過ぎている。さらに、車両入口に段差があるため乗降の際に不安であることから、バス使用は控えているとの声も多かった。このようなことから、安全な輸送を確保するために、低床バス車両(ノンステップ型)を令和元年9月に取得した。</p> <p>2. 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)</p> <p>蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)は少子高齢化が進んだ中山間地域を主に運行するため、利用者も高齢者が主になる。運行地域の高齢者を対象に座談会を開催したところ、「車両入口の段差(階段)があるため乗降の際に不安である。」との声が多く聞かれた。このようなことから、安全な輸送を確保するために、低床バス車両(ノンステップ型)を取得する。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1)事業の目標</p> <p>1. ふるさとバス蒲生・春花線(東・西回り)            導入車両 低床バス車両(ノンステップ型) ※26人乗り            導入時期 令和元年9月(同月運行開始)            1便当たりの目標乗車人数は以下のとおりとする。            令和4年度…3.0人/便 令和5年度…3.1人/便 令和6年度…3.2人/便</p> <p>2. 蒲生地区巡回バス(蒲生・山田・帖佐線)</p>

導入車両 低床バス車両(ノンステップ型) ※26人乗り  
導入時期 未定(令和3年9月までに導入・運行予定)  
1便当たりの目標乗車人数は以下のとおりとする。  
令和4年度…2.1人/便 令和5年度…2.2人/便 令和6年度…2.3人/便

(2)事業の効果

低床型の車両を導入することで、足腰に不安のあった高齢者等の利用につながり、運行収支の改善につながることが期待できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

※なお、姶良市から運行事業者への購入費用については、国庫補助金を差し引いた差額分を支払うこととしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年度第2回姶良市地域公共交通会議の書面開催において、令和3年6月28日(月)に、本計画について合意が得られた。

令和4年1月18日(火)に開催した令和3年度第4回姶良市地域公共交通会議において、本計画の変更について合意が得られた。

21. 利用者等の意見の反映状況

当該路線の沿線となる地域住民と、公共交通に関する座談会やアンケート調査・バスへ乗り込み調査を開催し、本計画に関する意見を聴取した結果、新規路線沿線に居住する住民から計画のとおり路線が新設されれば、利用したいとの意見が多くあった。

さらに、公共交通会議での利用者代表者(身体障害者協会、老人クラブ連合会等)や座談会に出席した市民の方から、バス車両への乗降のしやすさを求める声が多くあったため、数年前から特に老朽化が進んでいる低床バス車両(ノンステップバス)の購入を進めている。また、コミュニティバスの路線見直しを行い、廃止・新設・延長を実施している。

22. 協議会メンバーの構成員	
関 係 都 道 府 県	鹿児島県
関 係 市 区 町 村	姶良市
交通事業者・交通施設管理者等	南国交通株式会社 鹿児島交通株式会社 有限会社あいら交通 第一交通株式会社 有限会社安田タクシー 鹿児島国道事務所 姶良警察署
地 方 運 輸 局	九州運輸局鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	姶良市商工会 姠良市観光協会 利用者代表者等 JR 九州 社会福祉協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地

(所 属) 姠良市企画部地域政策課

(氏 名) 野元 政春

(電 話) 0995-66-3111(内線 245)

(e-mail) seisaku@city.aira.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フイーダー系統)

令和4年度

地域内フイーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)									
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			運行態様の 基準口で該 当する要件 (別表7のみ)	接続する補助対象地域間幹線系統等 との接続確保策		
			起点	終点	経由地	終点	計画運行回数	再編特例措置	基準口で該 当する要件 (別表7のみ)
(有)あいら交通	(1) 線 (西回り)	ふるさとバス蒲生春花	帖佐駅	春花	<すくす館	往 8.8 km 復 8.8 km	296日	740回	路線定期
(有)あいら交通	(2) 線 (松原地区経由)	ふるさとバス蒲生春花	<すくす館	春花、松原下	帖佐駅	往 13.7 km 復 13.7 km	296日	148回	路線定期
第一交通(株)	(3) 新留地区予約型乗合タクシー		蒲生町新留地区			往 km 復 km	100日	320回	区域
第一交通(株)	(4) 大山地区予約型乗合タクシー		蒲生町大山地区			往 km 復 km	98日	313回	区域
第一交通(株)	(5) 久末地区畜牧集落予約型乗合タクシー		蒲生町久末地区			往 km 復 km	98日	23回	区域
(有)安田タクシー	(6) 上名地区予約型乗合タクシー		上名地区			往 km 復 km	99日	475回	区域
第一交通(株)	(7) 永原校区(菖蒲谷・轟方面)	永原校区(菖蒲谷・轟方面)	永原校区(菖蒲谷)			往 km 復 km	145日	696回	区域
(有)あいら交通	(8) 永原校区(辺原方面)	永原校区(辺原方面)	永原校区(辺原方面)			往 km 復 km	149日	715回	区域
第一交通(株)	(9) 蒜門校区(市来原・追跡方面)	竜門校区(市来原・追跡方面)	竜門校区(市来原・追跡方面)			往 km 復 km	149日	715回	区域
第一交通(株)	(10) 中野地区予約型乗合タクシー		中野地区			往 km 復 km	99日	297回	区域
南国交通(株)	(11) (蒲生・山田・帖佐線)	蒲生地区巡回バス	<すくす館			往 34.4 km 復 34.4 km	100日	200回	路線定期
鹿児島交通(株)	(12) (鹿児島線)	加治木地区循環バス	加治木総合支所			往 32.9 km 復 32.9 km	296日	592回	路線定期
(有)あいら交通	(13) 北山校区(木津志方方面)	北山校区(木津志方方面)	北山校区(木津志方方面)			往 km 復 km	73日	350回	区域
(有)あいら交通	(14) 予約型乗合タクシー		北山校区(木場方面)			往 km 復 km	50日	240回	区域
(有)あいら交通	(15) 線(東回り)	ふるさとバス蒲生・春花	帖佐駅	高崎	<すくす館	往 12.9 km 復 12.9 km	149日	447回	路線定期

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通運用実施計画の認定を受け、地域内フイーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ〇)を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間幹線系統等と接続するかについて記載すること。

6. 本表に記載する運行予定期系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

# 北山校区（木津志方面）予約型乗合タクシー

## 北山校区（木津志方面）

北山校区（木津志方面）であれば、ご自宅等で乗降できます。

## 市街地（11か所）

**運行日**

毎週 **月・火・木** 曜日運行

※祝日・12/31～1/2は運休

**料 金**

大人 200円

**予 約**

0995-66-2306 (あいら交通)

### 利用の際の注意点

- 利用するには予約が必要となります。
- 市街地間での移動には利用することができません。
- 乗降場所のどちらか又はどちらもが北山校区内（木津志方面）でなければ利用できません。

乗降場所	第1便	第3便	第5便	第2便	第4便	第6便
北山校区（木津志方面）	8:30頃	11:00頃	13:00頃	10:46頃	12:59頃	14:59頃
木津志出張所	8:35	11:05	13:05	10:39	12:39	14:39
北山校区コミュニティ協議会	8:40	11:10	13:10	10:34	12:34	14:34
北山診療所	8:50	11:20	13:20	10:24	12:24	14:24
三叉コミュニティセンター前	9:05	11:35	13:35	10:19	12:19	14:19
徳重医院	9:08	11:38	13:38	10:16	12:16	14:16
クロ病院	9:13	11:43	13:43	10:11	12:11	14:11
イオンタウン姶良前	9:18	11:48	13:48	10:06	12:06	14:06
Aコ-ロ°あいら店前	9:19	11:49	13:49	10:05	12:05	14:05
姶良市役所（本庁）	9:21	11:51	13:51	10:03	12:03	14:03
変電所前	9:22	11:52	13:52	10:02	12:02	14:02
J R 姉佐駅	9:24	11:54	13:54	10:00	12:00	14:30
予約締切	前日の 17:00 まで	10:00 まで	12:00 まで	9:00 まで	11:00 まで	13:00 まで

# 北山校区（木場方面）予約型乗合タクシー

## 北山校区（木場方面）

北山校区（木場方面）であれば、ご自宅等で乗降できます。

## 市街地（11か所）

**運行日**

毎週 **水・金** 曜日運行

※祝日・12/31～1/2は運休

**料 金**

大人 200円

**予 約**

0995-66-2306 (あいら交通)

### 利用の際の注意点

- 利用するには予約が必要となります。
- 市街地間での移動には利用することができません。
- 乗降場所のどちらか又はどちらもが北山校区内（木場方面）でなければ利用できません。

乗降場所	第1便	第3便	第5便	第2便	第4便	第6便
北山校区（木場方面）	8:30頃	11:00頃	13:00頃	10:46頃	12:59頃	14:59頃
えぼし館	8:35	11:05	13:05	10:39	12:39	14:39
北山校区コミュニティ協議会	8:40	11:10	13:10	10:34	12:34	14:34
北山診療所	8:50	11:20	13:20	10:24	12:24	14:24
三叉コミュニティセンター前	9:05	11:35	13:35	10:19	12:19	14:19
徳重医院	9:08	11:38	13:38	10:16	12:16	14:16
クロ病院	9:13	11:43	13:43	10:11	12:11	14:11
イオンタウン姶良前	9:18	11:48	13:48	10:06	12:06	14:06
Aコ-ロ°あいら店前	9:19	11:49	13:49	10:05	12:05	14:05
姶良市役所（本庁）	9:21	11:51	13:51	10:03	12:03	14:03
変電所前	9:22	11:52	13:52	10:02	12:02	14:02
J R 姉佐駅	9:24	11:54	13:54	10:00	12:00	14:30
予約締切	前日の 17:00 まで	10:00 まで	12:00 まで	9:00 まで	11:00 まで	13:00 まで

**ふるさとバス運行時刻表**  
**ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)**

停 留 所 名	上 り ↓			下 り ↑		
	朝便	昼便	夕便	朝便	昼便	夕便
帖佐駅	7:46	11:39	15:31	8:56	13:00	16:52
変電所前	7:47	11:40	15:32	8:55	12:59	16:51
姶良市役所	7:49	11:42	15:34	8:53	12:57	16:49
イオンタウン姶良前	7:52	11:45	15:37	8:50	12:54	16:46
高樋	7:55	11:48	15:40	8:47	12:51	16:43
センチュリー姶良	7:57	11:50	15:42	8:45	12:49	16:41
みさと台団地	7:59	11:51	15:43	8:43	12:47	16:39
船津浄水場前	7:59	11:51	15:43	8:43	12:47	16:39
船津入口	8:00	11:53	15:45	8:42	12:46	16:38
船津公民館前	8:01	11:54	15:46	8:41	12:45	16:37
春花入口	8:02	11:55	15:47	8:40	12:44	16:36
船津公園前	8:03	11:56	15:48	↑	↑	↑
三船団地前	8:05	11:58	15:50	8:37	12:41	16:33
船津公園前	↓	↓	↓	8:35	12:39	16:31
春花入口	8:09	12:01	15:53	8:33	12:37	16:29
春花	8:10	12:03	15:55	8:32	12:36	16:28
船津温泉入口	8:11	12:04	15:56	8:31	12:35	16:27
篠原	8:13	12:06	15:58	8:29	12:33	16:25
早馬	8:13	12:06	15:58	8:29	12:33	16:25
本長谷公民館	8:14	12:07	15:59	8:28	12:32	16:24
横尾口団地	8:15	12:08	16:00	8:27	12:31	16:23
迫東	8:16	12:09	16:01	8:26	12:30	16:22
迫	8:17	12:10	16:02	8:25	12:29	16:21
くすくす館	8:19	12:12	16:04	8:23	12:27	16:19

(有)あいら交通 0995-66-2306

【運賃】 200円

※小人(小学生以下)半額

※1歳未満無料

※大人1人につき6歳未満1人無料

※障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方は提示により半額

計画運行回数等の算出根拠

申請番号	系統名	キロ程度	1日当たりの運行回数							運行計画							備考	
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	
1	ふるさとバス蒲生・春花線(西回り)	8.8	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	47	50	49	50	49	51	0	0	年年末始(12/31～1/2)運休

令和4年度運休日数(12/31～1/2運休)																		令和4年度 運行日数 計①+計②							
令和3年度運休日数(12/31～1/2運休)																			令和4年度 運行日数 計①+計②						
令和3年			令和4年															令和3年			令和4年				
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	月	
月	3	5	4	4	3	4	5	4	3	4	3	47	3	47	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	月
火	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	50	4	50	火	0	0	0	0	0	0	0	0	火	50
水	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	4	49	4	49	水	0	0	0	0	0	0	0	0	水	49
木	4	4	5	4	4	5	4	3	5	4	4	50	5	50	木	0	0	0	0	0	0	0	0	木	50
金	5	4	5	4	3	4	4	4	4	5	4	4	50	金	1	1	1	1	1	1	1	1	金	49	
土	5	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	52	土	1	1	1	1	1	1	1	1	土	51	
日	5	4	4	5	4	4	4	5	4	4	4	4	52	日	5	4	4	4	4	4	4	4	日	0	
祝	1	2	0	1	2	1	1	3	0	1	1	2	15	祝	1	2	0	1	1	1	1	2	15	祝	0
計	31	30	31	31	31	28	31	30	31	30	31	30	365	計	6	6	5	7	6	5	5	4	6	69	計

計画運行回数等の算出根拠

申請番号	系統名	キロ程度	1日当たりの運行回数												運行計画						備考	
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝	計画運行回数	計画実車走行キロ		
13 北山松区(木津川方面)予約型乗合タクシードラム			6.0	6.0	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24	25	0	24	0	0	0	0	73	438.0	0	年末年始(12/31～1/2)運休

令和4年度日数																		令和4年度運休日数(12/31～1/2運休)						令和4年度運行日数			
令和3年						令和4年						令和3年						令和4年						令和4年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	月	月		
月												24	月											0	月	24	
火												25	火											0	火	25	
水												25	水											0	水	0	
木												24	木											0	木	24	
金												25	金											0	金	0	
土												26	土											0	土	0	
日												26	日											0	日	0	
祝												8	祝											0	祝	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183	計	0	0	0	0	0	0	18	20	17	19	18	110	計	73

※ 計画運行回数は、(全便分)438回 × 80% = 350回とした。

※ 80%の根拠  
令和4年度の計画運行回数は、新規で運行すること及びコロナの影響も踏まえて、全便分の80%で計算をすることとした。

計画運行回数等の算出根拠

申請番号	系統名	キロ程度	令和4年度 運行計画												備考				
			1日当たりの運行回数																
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝	
14	北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー	0.0	0.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	25	0	0	0	50	3000	0

※ 計画運行回数[本]（全便分） $300 \times 80\% = 240$ 回とします。

※ 80%の根拠  
令和4年春の計画運行回数は 新規で運行する路線であることを踏まえて 全便分の80%で計算をすることとした。

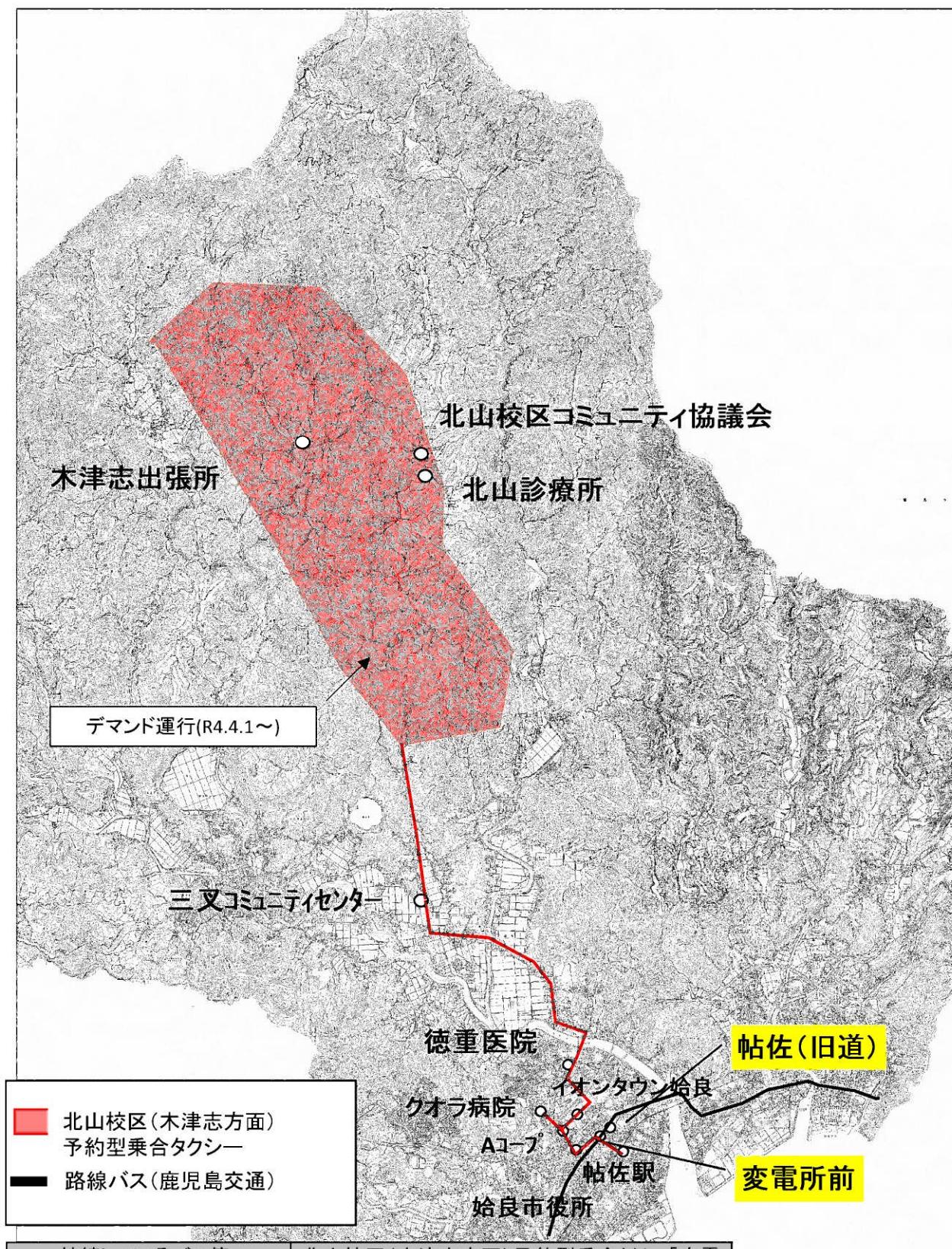
計画運行回数等の算出根拠

申請番号	系統名	キロ程度	1日当たりの運行回数												運行計画						備考			
			月			火			水			木			金			土			日			
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土
15	ふるさとバス蒲生・春花線(東回り)	12.19	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	24	25	25	24	25	26	0	0	149	447.0	5448.93	年末年始(12/31～1/2)運休	

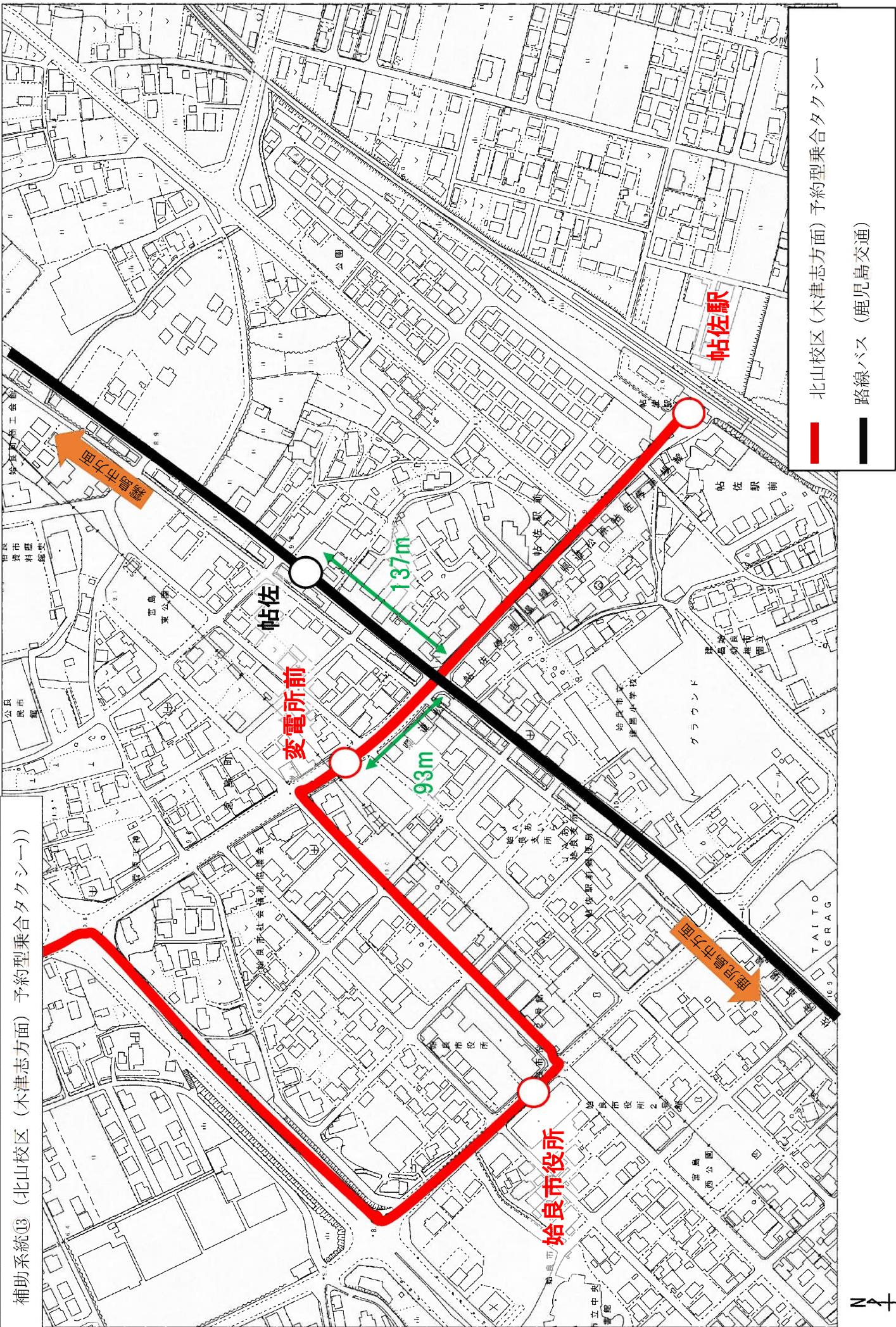
令和4年度日数												令和4年度運休日数(12/31～1/2運休)												令和4年度運行日数			
令和3年			令和4年			令和3年			令和4年			令和3年			令和4年			令和3年			令和4年			令和4年度運行日数			
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合計①	合計②		
月												4	5	4	3	5	3	24	月						0	月	24
火												4	4	4	4	5	4	25	火						0	火	25
水												4	3	5	4	5	4	25	水						0	水	25
木												4	3	5	4	3	5	24	木						0	木	24
金												4	4	4	5	4	4	25	金						0	金	25
土												5	4	4	5	4	4	26	土						0	土	26
日												4	5	4	5	4	4	26	日						0	日	0
祝												1	3	0	1	1	2	8	祝						0	祝	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	合計	149	

### 補助系統 ⑬(北山校区(木津志方面)予約型乗合タクシー)

北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー「変電所前」発	10:02 ←	12:02 ←	14:02 ←
幹線系統バス「帖佐」:霧島市方面	8:43 ←	11:43 ←	13:43 ←
北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー「変電所前」着	9:22 ←	11:52 ←	13:52 ←
幹線系統バス「帖佐駅」:鹿児島市方面発	9:44 ←	13:14 ←	15:14 ←

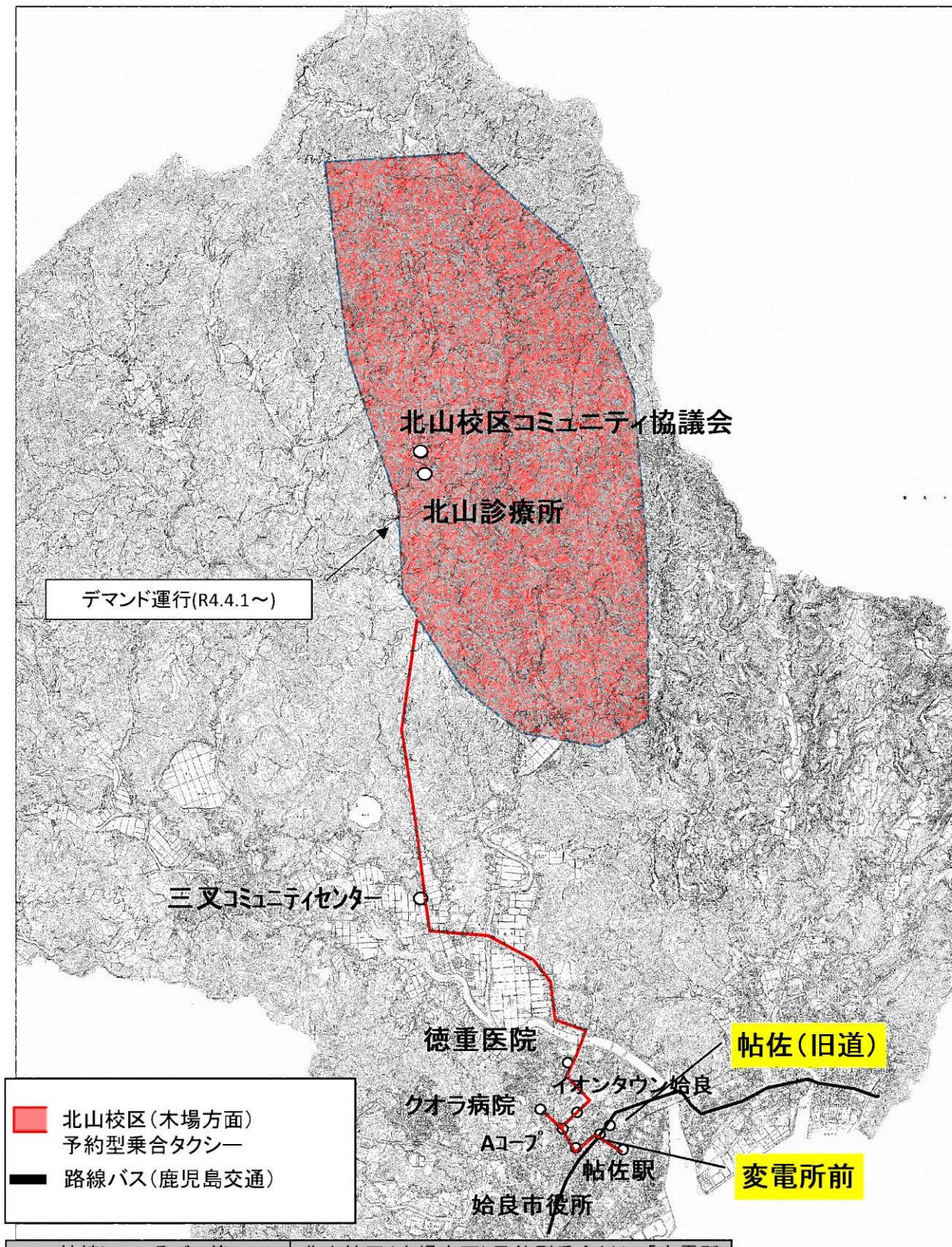


他の公共交通機関と接続するバス停

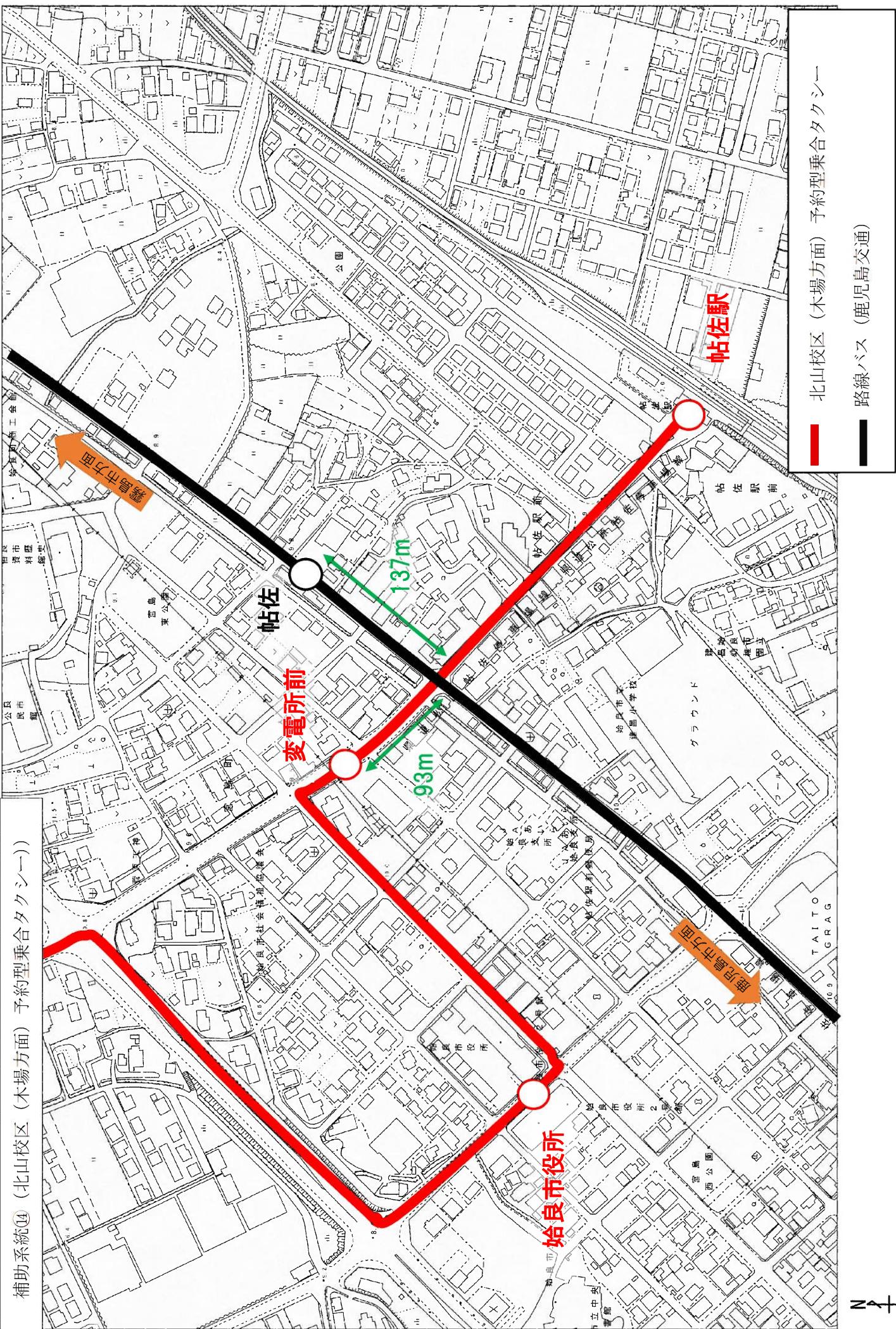


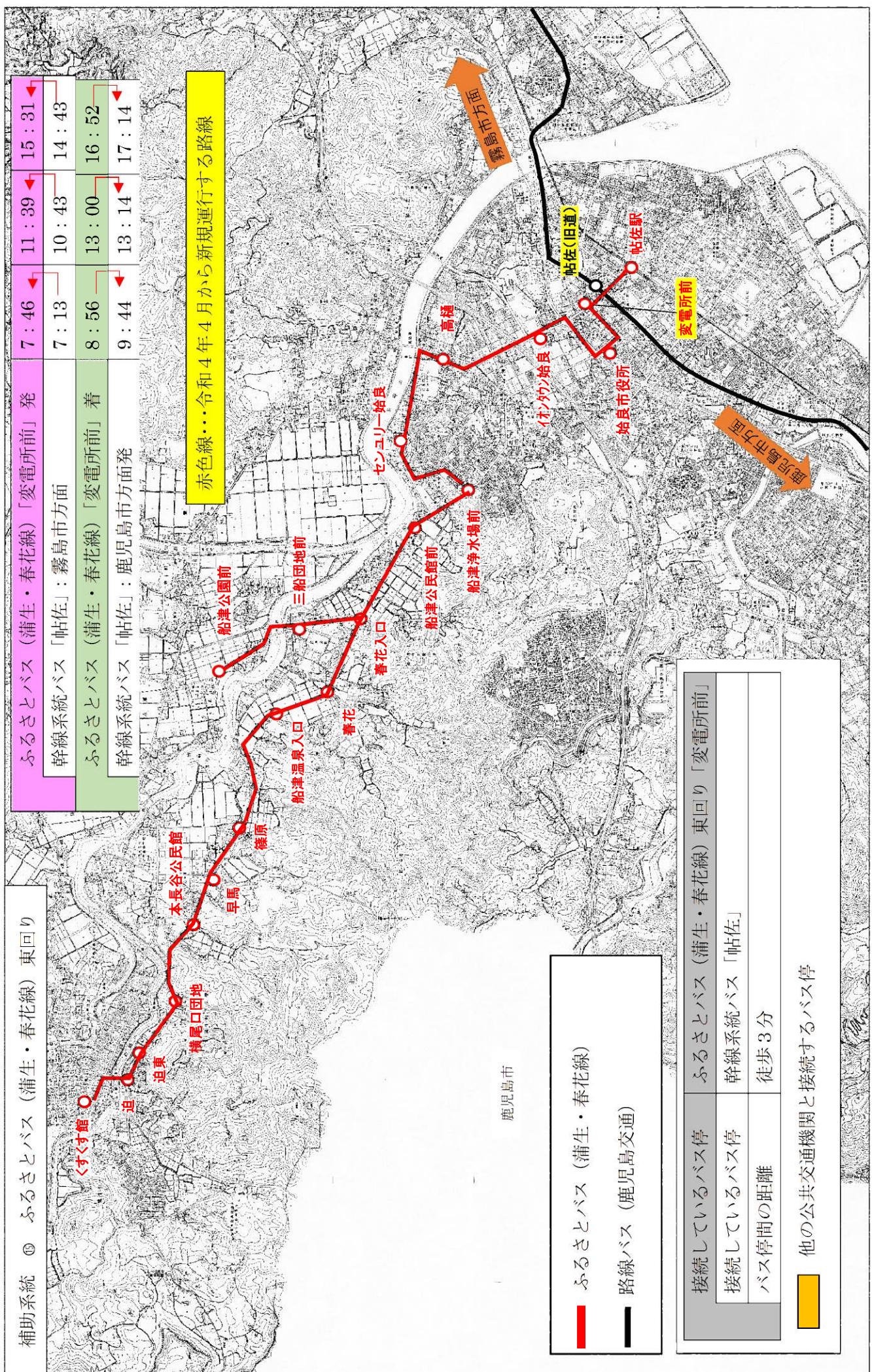
## 補助系統 ⑭(北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー)

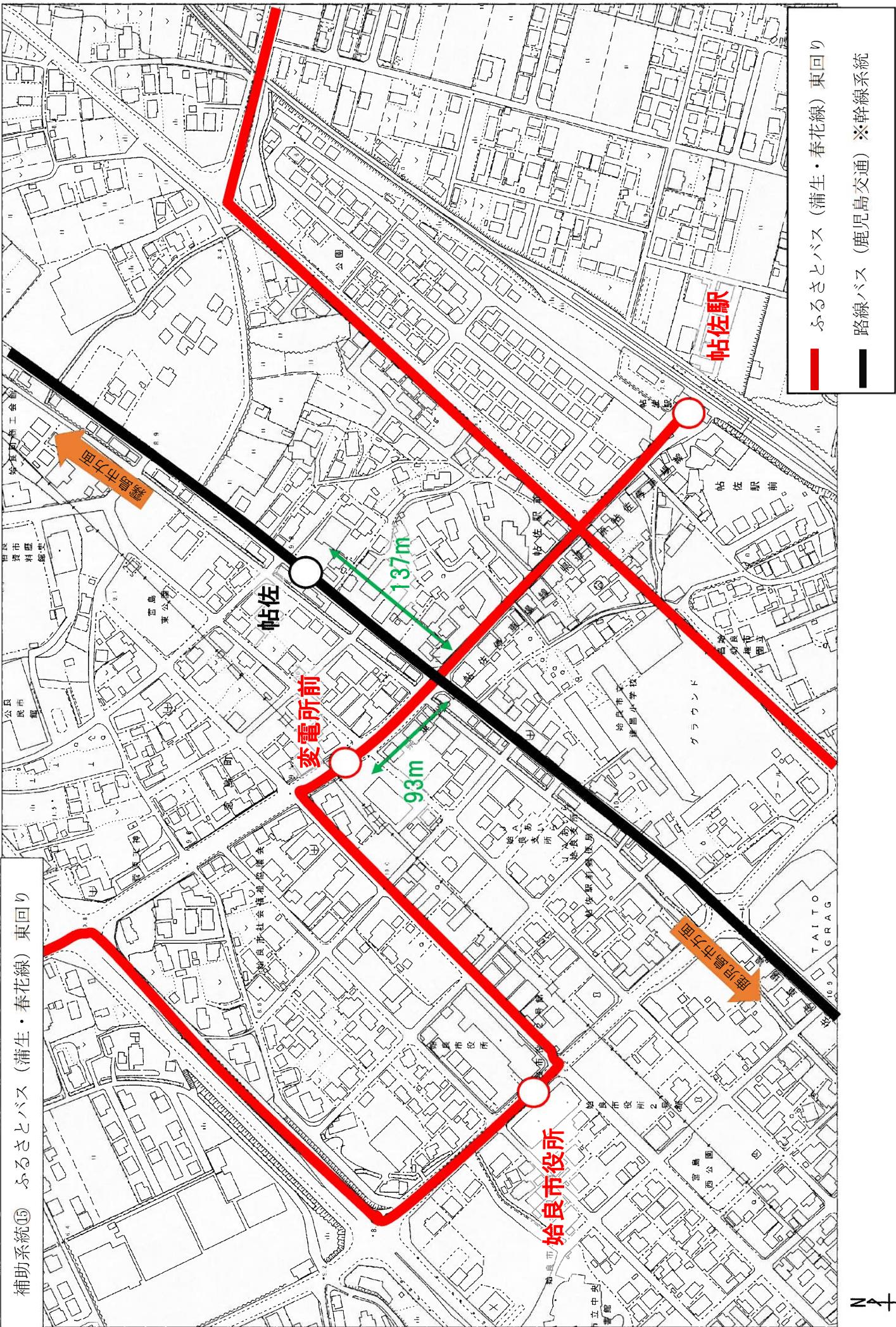
北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー「変電所前」発	10:02 ←	12:02 ←	14:02 ←
幹線系統バス「帖佐」:霧島市方面	8:43 ←	11:43 ←	13:43 ←
北山校区(木場方面)予約型乗合タクシー「変電所前」着	9:22 ←	11:52 ←	13:52 ←
幹線系統バス「帖佐駅」:鹿児島市方面発	9:44 ←	13:14 ←	15:14 ←



他の公共交通機関と接続するバス停







・系統番号 1と重複していない距離の根拠

